

## 訂正とお詫び

「令和4年度版 2級建築士試験 学科 ポイント整理と確認問題」に誤りがありますので、下記の通り訂正いたします。

p147 (6) 非常用の進入口の設置(令第126条の6)の表

※下記の表に差し替えて取り組んで下さい。

誤	<table border="1"><thead><tr><th>非常用照明の設置が必要な建築物及び部分</th><th>非常用照明装置の設置が免除</th></tr></thead><tbody><tr><td>㊦ 法別表第1(い)欄(1)項～(4)項の特殊建築物の居室 ㊧ 階数が3以上かつ延べ面積が500㎡を超える建築物の居室 ㊨ 無窓居室(令第116条の2第1項第一号) ※採光上有効な開口が1/20未満の居室 ㊩ 延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室 ㊪ ㊦～㊨の居室から地上に通ずる廊下、階段等の通路</td><td>・採光上有効に直接外気に開放された通路 ・第一号：共同住宅等の住戸部分 ・第二号：病院の病室、下宿の宿泊室等 ・第三号：学校等のもの ・第四号：国土交通大臣が定めるもの</td></tr></tbody></table>	非常用照明の設置が必要な建築物及び部分	非常用照明装置の設置が免除	㊦ 法別表第1(い)欄(1)項～(4)項の特殊建築物の居室 ㊧ 階数が3以上かつ延べ面積が500㎡を超える建築物の居室 ㊨ 無窓居室(令第116条の2第1項第一号) ※採光上有効な開口が1/20未満の居室 ㊩ 延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室 ㊪ ㊦～㊨の居室から地上に通ずる廊下、階段等の通路	・採光上有効に直接外気に開放された通路 ・第一号：共同住宅等の住戸部分 ・第二号：病院の病室、下宿の宿泊室等 ・第三号：学校等のもの ・第四号：国土交通大臣が定めるもの
	非常用照明の設置が必要な建築物及び部分	非常用照明装置の設置が免除			
㊦ 法別表第1(い)欄(1)項～(4)項の特殊建築物の居室 ㊧ 階数が3以上かつ延べ面積が500㎡を超える建築物の居室 ㊨ 無窓居室(令第116条の2第1項第一号) ※採光上有効な開口が1/20未満の居室 ㊩ 延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室 ㊪ ㊦～㊨の居室から地上に通ずる廊下、階段等の通路	・採光上有効に直接外気に開放された通路 ・第一号：共同住宅等の住戸部分 ・第二号：病院の病室、下宿の宿泊室等 ・第三号：学校等のもの ・第四号：国土交通大臣が定めるもの				
正	<table border="1"><thead><tr><th>非常用の進入口の設置が必要なもの</th><th>非常用の進入口の設置が必要ないもの</th></tr></thead><tbody><tr><td>・建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階</td><td>・建築物の高さ31mを超える部分 ・建築物の1階と2階の部分 ・不燃性の物品の保管等の階その他 ・第一号：非常用のエレベーターを設けている場合 ・第二号：10m以内ごとに進入口に代わる開口部を設ける場合 (非常用進入口に代わる窓) ・第三号：一定の規模以上の空間を確保するなど高い開放性を有するもの (大臣が定める構造・大臣認定)</td></tr></tbody></table>	非常用の進入口の設置が必要なもの	非常用の進入口の設置が必要ないもの	・建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階	・建築物の高さ31mを超える部分 ・建築物の1階と2階の部分 ・不燃性の物品の保管等の階その他 ・第一号：非常用のエレベーターを設けている場合 ・第二号：10m以内ごとに進入口に代わる開口部を設ける場合 (非常用進入口に代わる窓) ・第三号：一定の規模以上の空間を確保するなど高い開放性を有するもの (大臣が定める構造・大臣認定)
非常用の進入口の設置が必要なもの	非常用の進入口の設置が必要ないもの				
・建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階	・建築物の高さ31mを超える部分 ・建築物の1階と2階の部分 ・不燃性の物品の保管等の階その他 ・第一号：非常用のエレベーターを設けている場合 ・第二号：10m以内ごとに進入口に代わる開口部を設ける場合 (非常用進入口に代わる窓) ・第三号：一定の規模以上の空間を確保するなど高い開放性を有するもの (大臣が定める構造・大臣認定)				

以上、誤りがりましたことを深くお詫びいたします。